

鶴岡市訪問型サービスAに要する費用の額等の算定に関する基準を定める要綱

平成29年3月31日

告示第131号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第2号イの規定に基づき、訪問型サービスA（鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年鶴岡市規則第7号）第2条第1項第2号の訪問型サービスAをいう。以下同じ。）に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(算定額)

第2条 省令第140条の63の2第2項第1号イの規定により市が定める訪問型サービスAに要する費用の額は、1単位の単価10円に別表に定める単位数を乗じて得た額（その額が当該訪問型サービスAに要した費用の額を超えるときは、当該訪問型サービスAに要した費用の額）とする。

2 省令第140条の63の2第2項第1号イの規定により市が定める訪問型サービスAに係る第1号事業支給費（法第115条の45の3第2項の第1号事業支給費をいう。）の額は、前項の費用の額に100分の90（利用者が法第59条の2に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

3 鶴岡市訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)サービスコード表

| 種類 | 項目 | サービス内容略称 | 算定項目 | | 合成 単位数 | 算定単位 | |
|----|------|----------------------|-------------------------------|--|---|------|-------|
| | | | | | | | |
| A2 | 2431 | 訪問型独自サービスⅣ(サービスA) | ニ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ) | 事業対象者・要支援1・2 186単位 ※1月の中で全部で4回まで | | 186 | 1回につき |
| A2 | 2434 | 訪問型独自サービスⅣ・同一(サービスA) | | | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% | 167 | |
| A2 | 2531 | 訪問型独自サービスⅤ(サービスA) | ホ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅴ) | 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 189単位 | | 189 | |
| A2 | 2534 | 訪問型独自サービスⅤ・同一(サービスA) | | ※1月の中で全部で5回か ら8回まで | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% | 170 | |
| A2 | 2641 | 訪問型独自サービスⅥ(サービスA) | ヘ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅵ) | 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 200単位 | | 200 | |
| A2 | 2644 | 訪問型独自サービスⅥ・同一(サービスA) | | ※1月の中で全部で9回か ら12回まで | 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90% | 180 | |

※訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)には加算はありません。